

## 託送料金相当額について

(一般ガス導管)

当社の導管等の供給施設に関わる費用（託送料金相当額）は、当該施設を利用する全てのガス小売事業者（当社も含みます。）が負担しており、お客さまがお支払いするガス料金に含まれています。

託送料金相当額の計算方法については下記にてご確認ください。なお、より詳しい内容については「託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）」をご確認ください。

### 主に家庭用・小規模業務用のお客さま向け（2部料金）の場合

適用される区分はガスのご使用量に応じて毎月決まります。適用される区分の「定額基本料金」と「従量料金（従量料金単価×ガスのご使用量）」を合計した金額が託送料金相当額となります。

2024年10月1日実施

(税抜<sup>※1</sup>)

適用区分		定額基本料金 (円/月)	従量料金単価 (円/m <sup>3</sup> )	
			その他期(5~11月)	冬期(12~4月)
A	0 m <sup>3</sup> から 15m <sup>3</sup> まで	560.00	61.18	64.08
B	15m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> まで	840.00	42.51	45.41
C	30m <sup>3</sup> を超え 80m <sup>3</sup> まで	1,090.00	34.18	37.08
D	80m <sup>3</sup> を超え 200m <sup>3</sup> まで	1,575.00	28.12	31.02
E	200m <sup>3</sup> を超え 800m <sup>3</sup> まで	1,619.00	27.90	30.80
F	800m <sup>3</sup> を超え 1,500m <sup>3</sup> まで	1,827.00	27.64	30.54
G	1,500m <sup>3</sup> を超える場合	2,500.00	27.19	30.09

※1 計算の前に消費税等相当額を加算します。(小数点第3位以下切捨て)

#### 【計算例】その他期の使用量 27m<sup>3</sup>/月（適用区分B） 消費税率 10%の場合

$$840.00 \text{ 円} \times 1.10 = 924.00 \text{ 円} \quad [ \text{定額基本料金 (税込)} ]$$

$$42.51 \text{ 円} \times 1.10 = 46.76 \text{ 円} \quad [ \text{従量料金単価 (税込)} ]$$

(定額基本料金)

(従量料金)

$$924.00 \text{ 円} + 46.76 \text{ 円} \times 27\text{m}^3 = \underline{2,186 \text{ 円}} \quad (\text{小数点以下切捨て})$$

## 主に業務用のお客さま向け（3部料金）の場合

ガス小売事業者（当社を含みます。）が、契約時に下記の3つの料金種別のうち1つを選択します。選択された料金種別の「定額基本料金」と「流量基本料金（流量基本料金単価×契約最大払出ガス量<sup>※1</sup>）」と「従量料金（従量料金単価×ガスのご使用量）」の合計額が託送料金相当額となります。

（税抜<sup>※2</sup>）

料金種別	定額基本料金 （円／月）	流量基本料金単価 （円／月・m <sup>3</sup> ）		従量料金単価 <sup>※3</sup> （円／m <sup>3</sup> ）	
				その他期（5～11月）	冬期（12～4月）
第一種	2,500.00	A	730.00	5.71	8.61
		B	1,970.00		
第二種	25,000.00	A	730.00	3.01	5.91
		B	1,970.00		
第三種	100,000.00	A	730.00	1.34	4.24
		B	1,970.00		

※1 契約最大払出ガス量(m<sup>3</sup>)は、契約時に下記①～③のいずれかに基づき決定します。①・②の場合は流量基本料金単価（A）を、③の場合は流量基本料金単価（B）を適用します。

- ① ガスメーターの能力
- ② 消費機器の定格入力合計値
- ③ 当社とガス小売事業者による協議（協議制：負荷計測器が設置されている場合に限りです。）

※2 計算の前に消費税等相当額を加算します。（小数点第3位以下切捨て）

※3 道路からお客さまの敷地内まで繋がる導管のうち、圧力が低圧の導管で供給された分については、低圧導管利用に係る加算額として5.27円（税抜）が従量料金単価に加算されます。

### 【計算例】 料金種別第二種 契約最大払出ガス量 50m<sup>3</sup>（協議制を採用していない場合）

その他期の使用量 10,000m<sup>3</sup>／月（うち低圧導管利用分 5,000m<sup>3</sup>／月） 消費税率 10%の場合

$$\begin{aligned}
 25,000.00 \text{ 円} &\times 1.10 = 27,500.00 \text{ 円} && \text{〔 定額基本料金（税込） 〕} \\
 730.00 \text{ 円} &\times 1.10 = 803.00 \text{ 円} && \text{〔 流量基本料金単価（A）（税込） 〕} \\
 3.01 \text{ 円} &\times 1.10 = 3.31 \text{ 円} && \text{〔 従量料金単価（税込） 〕} \\
 5.27 \text{ 円} &\times 1.10 = 5.79 \text{ 円} && \text{〔 低圧導管利用に係る加算額（税込） 〕}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 & \text{（定額基本料金）} && \text{（流量基本料金）} && \text{（従量料金）} && \text{（低圧加算分）} \\
 27,500.00 \text{ 円} &+ & (803.00 \text{ 円} \times 50\text{m}^3) &+ & (3.31 \text{ 円} \times 10,000\text{m}^3) &+ & (5.79 \text{ 円} \times 5,000\text{m}^3) \\
 = & \underline{129,700 \text{ 円}} && \text{（小数点以下切捨て）}
 \end{aligned}$$